

論文 / 著書情報
Article / Book Information

論題(和文)	知財見聞録, バングラデシュの思い出
Title(English)	
著者(和文)	田中義敏
Authors(English)	Yoshitoshi Tanaka
出典(和文)	発明, Vol. 115, No. 9, pp. 28-29
Citation(English)	THE INVENTION, Vol. 115, No. 9, pp. 28-29
発行日 / Pub. date	2018, 9



知財見聞録

バン格拉デシュの思い出

東京工業大学 工学院 経営工学系・経営工学コース 教授 田中 義敏

バン格拉デシュ訪問

筆者の研究室に客員研究員として在籍していたバン格拉デシュ産業財産権局のFarhad Hossain Kahn氏のお誘いで同国を訪問した。バン格拉デシュといえば、第二次世界大戦後しばらくは、東パキスタンという名で知られていた。1971年にパキスタンから独立してバン格拉デシュとなったため、筆者が小・中学生のころに使われていた日本の教科書では東パキスタンと表記されていた。もっとも、1947年に英領インドからパキスタンが分離独立してから1955年までは東ベンガルと呼ばれていたようで、歴史的にも複雑な国である。

バン格拉デシュ人民共和国は、南アジアにあるイスラム教徒主体の国で、2016年時点で人口1億6295万人（世界で8位）。2017年のGDPは2614億ドル。首都はダッカである。

昔の日本と似ている？

友人はバン格拉デシュ産業財産権局の特許審査官で、いわゆる官舎に住んでおり、筆者の訪問に際しては自宅の1室を提供してくださった。したがっ

て、現地の役人の私生活をも体験する滞在になった。

まず驚いたことは、窓から紙ごみを平気で外に投げ捨てる。どうもいまだに環境意識が芽生えていない国のようである。ごみ箱の場所を尋ねたところ、筆者の手からごみを引き取り窓からポイっと投げ捨ててしまった。一瞬あけにとられたが、日本も1960年ごろ（筆者の幼少期）は何となく同じような状況であったことをおぼろげながら記憶している。日本にも屋外にごみが散乱していた時代があったのだ。

災害の多い国土

ベンガル湾に注ぐ大河ガンジス川を有するバン格拉デシュは、豊富な水資源から米やジュートの生産に適している。そのため、「黄金のベンガル」と称され、豊かな地域として知られていたそう。

気候は熱帯性である。10月から3月の冬季は温暖で、夏季は3月から6月にかけて高温多湿な時期が続き、6月から10月はモンスーンが吹く。ほぼ毎年のように洪水、サイクロン、竜巻が甚大な被害をもたらしている。

いつまでたってもインフラの整備が進まず、毎年大きな被害を受けているのは、国土の大半が海拔に近い低地であること、排水設備が未整備であることが原因といわれている。大雨、洪水により毎年多くの死者が出ており、現在は、アジアの最貧国に属している。

また、平らな地形を襲う洪水による地形の変化は、測量を極めて難しくしており、いまだに詳細な全国地図が完成していないといわれる。

現地人の生活風景

友人宅である官舎はダッカ市内にある。大半がイスラム教徒であり、朝早くから街中にお祈りの放送が配信される。筆者も早く目を覚まし、公園を一回りしてきた。官舎に戻る路上で細々と朝市が開かれていた。川魚のようだが結構大きな魚がおけの中に並べられていた。スイカや野菜も並べられており、地元の人々はこのような朝市で買い物をし、食材を求めているようだ。

それから友人宅で奥さま手作りの朝食をいただいた後、街中への散策に案内してくれた。彼女は、高級な織物生地で縫製された民族衣装を身にまと



街中で友人夫婦と



国会議事堂



路上での朝市

い、知的財産局の所在する産業省のビルに案内してくれた。国会議事堂は少し離れたところから見ただけだが、これが立派な建造物であった。

知的財産権制度の沿革

バングラデシュは、英領インドからパキスタンとして分離独立後、さらに1971年3月25日にパキスタンから分離して独立国家となった。特許・意匠法は、同日付の法律継続・執行命令によって翌26日に公布され、1976年1月1日に施行された。現行の地理的表示に関する保護は、2015年地理的表示法および2015年地理的表示規則を法的根拠としている。バングラデシュには、文化省の下に著作権局、産業省の下に産業財産権局が置かれている。1985年にWIPOに加盟した。

産業財産権出願状況

バングラデシュにおける産業財産権の出願状況は、以下のグラフのとおりである。特許出願はまだまだ少なく、国内からの出願件数は、毎年50～70件程度であり、いまだ年間100件に達

していない。産業財産権出願のうち最も多いのは商標で、国内出願人によるものが多くを占めている。この傾向は、意匠出願ではさらに顕著なものとなっており、国内でのブランド構築、国内市場に合致したデザインの振興に期待が寄せられている。

制度概要

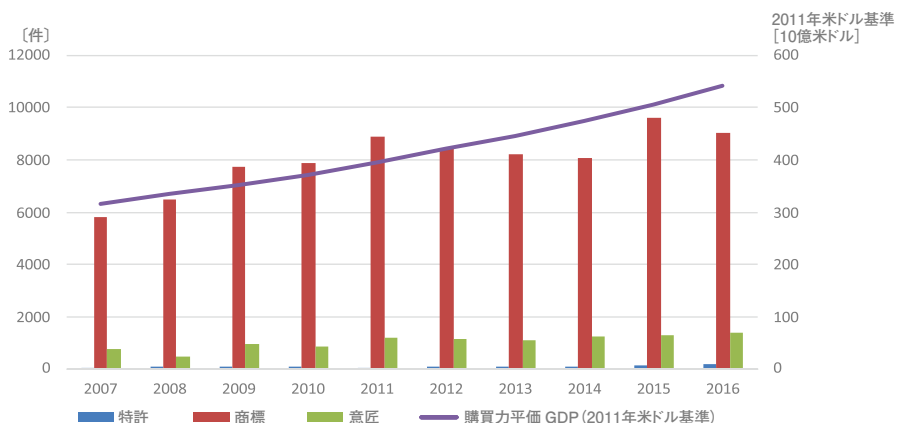
商標権は当初の有効期間が7年で、延長が可能。延長する場合は10年ごとに更新手続きを行う必要がある。意匠権は有効期間が5年で、2度まで更新可能（合計15年）。特許は有効期間が16年で、延長可となっている。

著作権は有効期間が60年で、所管

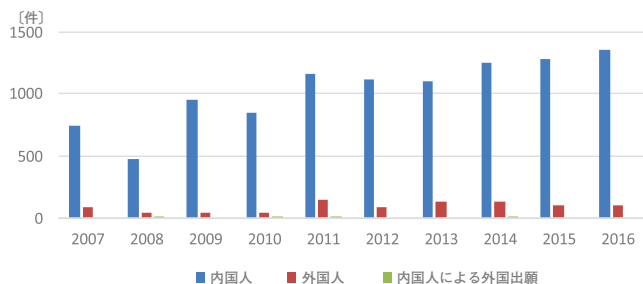
は文化省著作権局になっている。著作権は、文芸、ドラマまたは音楽作品、コンピュータ・プログラム、美術作品、映画フィルム、音響録音の5分野に大別される。

その他、農業者に対する植物種保護（所管は農業省種子局）、偽造商標および意匠の品物についての輸入規制（所管は歳入庁および産業財産権局）が運用されている。産業省産業財産権局の職員数は98人で、そのうち審査官は、特許10人、意匠2人、商標12人、計24人である。アセアンのラオス、カンボジアと比較すると、職員数は多い。もっとも、これからの成長が期待されるところである。

バングラデシュの内国人による産業財産権出願件数および経済規模



バングラデシュの意匠出願件数



バングラデシュの商標出願件数

